

入札・契約制度について

令和4年2月3日 いわき市契約適正化委員会

① 時限措置を設けた入札・契約制度(1者入札)の今後の取扱いについて

建設工事の入札において参加者が1者であっても入札を成立させる「1者入札」について、令和元年東日本台風等に係る災害からの早期復旧・復興を目的に、令和3年度末までの特例措置としておりますが、次の理由により、令和4年度についても当該取扱いを継続することとします。

1. 令和元年東日本台風等に係る災害復旧工事の件数は減少傾向にあるものの、令和4年度以降においても県による河川等の復旧・復興工事や、国の防災・減災、国土強靱化のための緊急自然災害防止対策事業、流域治水関連事業等のほか、新型コロナウイルス感染症対策事業など緊急性が高い工事の発注が見込まれること。
2. 民間工事の影響等により受注可能業者が少ない状況が見込まれること。

② 建設工事等にかかる最低制限価格等の公表について

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保を図るため、令和4年4月1日から実施する建設工事等の競争入札にかかる最低制限価格等について、これまで公表してきた予定価格とともに、落札決定後に「建設工事又は委託入札参加者及び入札結果一覧表」により公表することとします。

1. 公表の方法

入札執行担当課の窓口及びホームページ

2. 公表の対象

最低制限価格を設定した建設工事及び測量等委託業務のすべての競争入札

3. 公表の時期

一般競争入札：入札執行後、資格審査を経て落札が決定した日

指名競争入札：入札によって落札が決定した日

4. 公表の期間

公表した日の翌日から起算して1年を経過する日まで

5. 実施予定

令和4年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う入札から適用

③ 電子入札制度の導入について

新型コロナウイルス感染症等の全国的な感染拡大時や台風等の災害などの非常時であっても建設工事等の入札の継続を図るため、また、入札に参加する事業者の方の時間的・費用的コストを軽減すること等を目的として、令和4年度から電子入札制度を導入することとします。

1. 本市における電子入札

(1) 電子入札制度

電子入札とは、入札公告や指名通知をはじめ開札までの入札手続きを、これまでの紙ではなくインターネットを利用して電子的に行う入札方法で、談合等の不正行為の防止、入札事務の効率化、入札参加者の利便性向上等の観点から、全国の自治体で導入が進んでいる制度です。

(2) 本市における電子入札の対象範囲

建設工事及び測量・設計等工事関係業務委託

※ 物品購入については、令和6年度以降に導入を検討する予定です。

区分	方式	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設工事・ 測量、設計等 業務委託	一般競争入札	試験運用	一部 (最大170件程度)	全部	
	指名競争入札			一部	拡大
	随意契約			一部	拡大

2. 本格運用の開始予定

令和4年7月以降に公告する建設工事及び測量・調査・設計業務委託の一般競争入札

※システムの稼働検証のため、令和4年3月以降に、建設工事の模擬案件による試験運用を予定しています。